

らんぷ

NO. 20 2012年8月1日発行

<発行所>

始良伊佐地区事務職員協議会事務局

〒899-5403

始良市増田399 始良市立三船小学校

TEL 0995 (65) 2371

FAX 0995 (65) 2835

～会長あいさつ～

今年の異動で始良・伊佐地区の学校に着任された先生方、新任地での仕事いかがですか？。最初は戸惑うばかりで仕事がスムーズに処理できていないのではないのでしょうか。

そもそも4月が年度初めの忙しい時期であるとともに、異動によって公私ともに環境が変わったことに加えて市町村費予算執行のシステムが変わっているので覚えたり、必要書類を探すのに時間がかかったりであつという間に1日が終わっているのではないのでしょうか。

今後、事務の共同実施が機能するなら、市町村費の予算執行については支援室内で研修を深めていけるとともに隣の事務職員に協力してもらうことによって少しは解決できると思います。

始良・伊佐事務職員協議会も会員の方々との情報交換により事務職員の資質の向上に努めたいと思いますので協力方よろしくお願ひします。

～県の事務監査について～

本年度も始良伊佐教育事務所管内で、県の事務監査を受けた9校（上小川小・天降川小・綾南小・横川小・大田小・小野小・日当山小・始良小・加治木中）から、監査がどのような内容だったかをアンケート形式で教えて頂きました。御協力ありがとうございました。

①提出帳簿等

出勤簿・給与支給内訳書・資金前途職員任命簿及び記録票・使者届及び口座振込申出書・旅行命令簿及び出張復命書及び私有車公務使用登録（変更）申請書・教員特殊業務手当確認簿及びその支給要件が確認できる書類・教育業務連絡指導手当実績簿・多学年学級担当手当の支給が確認できる書類・超過勤務命令簿・休

暇処理簿及び研修承認簿・手当認定簿（扶養・住居・通勤・単身赴任・子ども）・実績手当等報告書

②提出書類等説明会（昨年度との相違点）

3月14日（水）に午前10時30分から11時30分まで開催。その際新たな提出書類等の依頼あり。

（1）提出書類（様式についてはデータで配布）

○抽出校に係る関係人調査参考資料（別紙参照）

○旅行命令番号一覧表（別紙参照）

（2）準備資料

○H23年度中に手当等で異動のあった職員につき、一覧表（別紙様式）を作成のうえ、当該認定簿、給与支給内訳書・給与報告書（写）に付箋を貼付したものを準備してください。

○赴任旅行命令簿、県外研修やホテルパック等利用の旅行命令簿（領収書まで）の該当箇所に付箋を貼付したもの。修学旅行等（生徒引率）に係る旅行命令については、上記に加え、児童生徒引率に係る教職員の特殊業務手当の認定簿、支給報告書（写）、支給内訳書に付箋を貼付したものを準備してください。

③事前の教育事務所への提出日

4月6日（金）

④監査日

4月17（火）

午前9時30分から午前10時30分まで始良小・日当山

午前10時30分から午後0時まで加治木中・天降川

午後1時10分から午後2時10時まで横川小・陵南

午後2時10分から午後3時10時まで上小川小・大田

午後3時10分から午後4時10時まで小野小

⑤監査員数

2名

⑥出席学校職員

校長と事務職員

⑦指摘事項等

○特になし

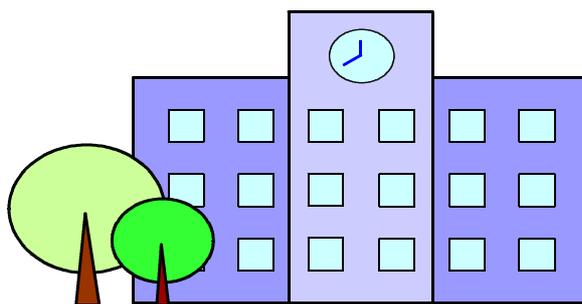
○旧帳簿の通勤距離の確認（計り直し）をしたことがありますか？

○…先生は現在もご在籍ですか？

- バイパス等が出来たりして通勤距離が変わった職員・遠距離通勤・長く在籍している職員については距離の測定を再度していますか？
- 超勤手当の執行について指摘がありました。
- 一番長く在籍されているのはどなたで、個人宅ですか？・借家ですか？。認定事務に変更がないか随時確認されていますか？。書類等の（契約書などを取って）確認をしていますか？。高くなったり・安くなったりする場合もあり、5年とか7年とか学校で年数を決めて契約書などを取ってもらうことも必要ではないですか？。また共用部分の費用などの確認もしてください。賃貸契約の中に延長更新規定がない契約の職員については、有効期間が過ぎたら再度契約書等を取ってもらって確認してください。
- 旅費については特に指摘は受けませんでした。「私有車使用の承認はきちんとされていますね。」「学校では出張の時に毎回提出ではなく1年に1回なのです。」と言われました。
- 通勤手当について、ネットで距離検索した書類を添付していたが、今後も実測とネット検索による二重チェックをお願いしたいと言われました。
- 住居手当の契約期日がきれているものは、もう一度契約書を発行してもらうか、更新状況がわかる書類を添付し、今後も確認をしっかりと続けるよう言われました。
- 教育事務所の事前監査で認定簿の記入もれなどの指摘があったが、県の監査では指摘事項はなかった。
- 通勤手当担当とその他手当、旅費担当に分かれて監査が行われた。勤務処理に関しては全く見る事がなかった。
- 開始予定時刻より20分程遅れたが、12時に終了した。
- 通勤手当認定の根拠（実測・インターネット地図などの添付書類）を注視していた。
- 借家の契約書内で、更新の記載を注視していた。
- 一番勤務年数の長い職員を尋ねられ、借家の契約状況を注視していた。
- 住居手当の市営住宅入居者の書類等確認させた。
- ウィークリーマンションの契約については始期・終期の確認を充分するように言われた。
- 4月認定で認定の決済日が20日以上過ぎていると指摘された。（受付日が20以内なので4月か

ら認定可)

- 旅費の30条調整（減額調整）の確認方法は？。



⑧感想

- 今回の定期監査より例年の提出書類とは別に新しく提出しなければならないもの（準備資料）があったため、事前（3/14）に説明会がありました。例年より定期監査の時期が早まったこと、県内でも始良・伊佐地区がトップバッターだったらしく・・・本当に慌ただしく、忙しい年度末・年度始になりました。やはり通勤手当関係はよく見られていたようでした。監査事務局の方もパソコンを持参し、認定書類や距離をチェックされました。
- 1時間ほど組まれた監査でしたが、県費の通勤距離の確認に40分ほどを費やされ、その他の書類はあまり見られることがありませんでした。（パソコン持参）4月のこの時期の監査はやめて欲しいのが素直な感想でした。認定簿なしの認定をしなければならなかったのです。
- 県監査について平成24年3月14日午前10時30分から11時30分まで事前説明がありました。参考資料としてH23.4.1以降の転入者・職員手当の支給状況・平成23年度に県費で旅費支給した県外旅行・ホテルパック等を利用した旅行及び修学旅行・県内の児童生徒引率旅費のリストの書類提出とともに、関係する書類にすべて付箋紙をつけておいて下さいと指示がありました。異動も関係しているので、点検は3月31日までに終わらせ4月6日までに帳簿等の提出をもとめられました。年度末年度始めの時期と重なったため忙しく、もう少し時期が遅ければいいのと思いました。本校は件数が少なかったですが、大規模校で職員数が多い学校は、リストの作成や帳簿等のチェックが大変だったと思います。なんとか無事に監査が終了しほっとしました。

- 県の監査があるということで、勤務処理状況や各種手当の支給状況等の見直しや確認（家賃額等）ができ、いい機会であった。また、事前に教育事務所のチェックもあり、不安も少し軽減された状況で監査をうけた。監査員からは、たとえば扶養親族の状況や通勤経路の状況など、日頃から職員と意志疎通を充分図っておくことが重要であると言われた。
- 初めて監査を受けてとても緊張しましたが、大変良い経験になりました。今後の事務処理に生かしていきたいと思います。
- 4月の異動時期と監査書類の提出時期が重なり、書類に付箋を貼るなどの準備が大変であった。監査対象となっている平成23年度の書類をメインに見るのかと思っていたが、住居手当の10年以上前の認定について質問や指摘を受けた。転居後（5年経過）の書類も監査対象？、持ち込まない方がよかったかなと思った。

～共同実施について～

昨年度も掲載しましたが、各市町の1学期の共同実施の状況をまとめてみました。共同実施は我々事務職員にとって重要な事項であり、始良・伊佐地区内の状況を共通理解しておく必要があると思います。参考にして下さい。



協力をし、ランプのように、未来を照らしていきましょう。

（霧島市）

霧島市は昨年度より「共同実施研究推進委員会」を行いH23年度には「具体的方向性」について結論をだす予定になっていましたが、「事務センター→総括支援室」の設置について共同実施推進委員会でも意見が分かれ、結局意見を統一することが出来ずに今日に

至っています。

本年度は「業務内容の仕分け」まで研究し、ある一定の結論をだす計画になっていましたが、「共同実施研究推進委員会」はいまだ未開催の状態です。

近々市事務職員協議会役員の方から市教育委員会に働きかける予定ですが、今後の動向に注意していかなければならないと思います。

（始良市）

始良市はほぼ県の（案）に沿った形で、規約制定等本年度されました。支援準備室要綱もあります。当面蒲生ブロックが先行実施し、来年度より市全体での実施の予定です。本年度6月15日に蒲生ブロックを対象に共同実施協議会が開催されました。出席者は市教委・学校長・事務職員で、学校事務共同実施計画書（案）が承認されました。

（伊佐市）

伊佐市もほぼ県の（案）に沿った形で、規約制定等本年度されました。支援準備室要綱もあります。当面菱刈ブロックが先行実施し、来年度より市全体での実施の予定です。但し、まだ学校長と事務職員を含めた説明会が実施されていけませんので、それらをふまえたうえで当面認定事務等を中心にやっていく予定だそうです。

（涌水町）

涌水町は昨年度10月に辞令交付がされ、本年度から本格実施されました。地区内で最初の導入になります。ほぼ県の（案）に沿った形で規則制定等されましたが、支援準備室要綱はありません。支援室の数は1で月1～2回実施し、当面認定事務等を中心にやっていく予定だそうです。

編集後記

ランプも今回で20号になります。1年で2号発行しますので、約10年続いていることになります。続けることの大切さと、情報共有の重要性があると思います。今後とも継続していければと思います。
暑い夏が続きます、お互い健康にはくれぐれも留意しましょう。
文責 針持小 上西

